○外務省告示第八十三号

平成二十四年三月六日にアビジャンで、コートジボワール共和国における「小型武器拡散対策支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　小型武器拡散対策支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億八千四百万円

3　署名者

日　本　側　井上進在コートジボワール共和国大使

国際連合開発計画側　ンドラム・ンゴクエ在コートジボワール共和国事務所代表

平成二十四年三月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第八十四号

平成二十四年三月九日にハバナで、国営ラジオ・テレビ協会番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキューバ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国営ラジオ・テレビ協会番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三千二百二十万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　西林万寿夫在キューバ大使

キューバ側　ロドリーゴ・マルミエルカ・ディアス外国貿易・外国投資大臣

平成二十四年三月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第八十五号

平成二十四年三月九日にグアテマラで、グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグアテマラ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　長﨑輝章在グアテマラ大使

グアテマラ側　アロルド・カバジェロス外務大臣

平成二十四年三月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第八十六号

平成二十四年三月十日にカブールで、カブール国際空港駐機場改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カブール国際空港駐機場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣

平成二十四年三月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第八十七号

平成二十四年三月十日にカブールで、カブール市郊外小規模灌漑（かんがい）施設・農村道路整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カブール市郊外小規模灌漑（かんがい）施設・農村道路整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　ジャーヴェド・ルーディン外務副大臣

平成二十四年三月二十三日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第百四十七号

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成十八年厚生労働省告示第二百六十六号）及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第四百三十二号）の一部を次のように改正し、第一（厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号イの改正規定を除く。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、同日において現にこの告示による改正前の同告示第一号ロ又は第二号ロの規定による契約を締結している認知症対応型共同生活援助事業を行う者又は有料老人ホームの設置者については、同日において現に受領している前払金（同令第一条の十三に規定する前払金をいう。）又は一時金（同令第二十条の五第八号に規定する一時金をいう。）の保全措置に関する限りにおいて、同告示第二号ロ及び第二号ロの規定はなおその効力を有するものとし、この場合において、同告示第一号中「いずれかの措置」とあるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第百四十七号）によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第一号ロに掲げる措置」と、同告示第二号中「いずれかの措置」とあるのは「いずれかの措置又は厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置及び厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第百四十七号）によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第二号ロに掲げる措置」と読み替えるものとする。

平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省
経済産業省告示第四号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
44	2―メチルプロペン―2―オール（別名：tert―ブチルアルコール）	(2)―3049

○農林水産省告示第七百八十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

第一　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を次のように改正する。

第一号イ中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四」を「老人福祉法施行規則第一条の十三」に改める。

第一号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

第二号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

附則を削る。

第二　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を次のように改正する。

第一　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を次のように改正する。

第一号イ中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の四」を「老人福祉法施行規則第一条の十三」に改める。

第一号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

第二号中ロを削り、ハをロに、ニをハに、ホをニに改める。

附則を削る。

第二　厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置の一部を改正する件の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第百四十七号）によりなおその効力を有するものとされた厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置第二号ロに掲げる措置」と読み替えるものとする。

平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子